

茨木市機構集積協力金交付事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に対し農地を貸し付けた地域及び個人への支援を図り、もって機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（以下「国実施要綱」という。）に基づく機構集積協力金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とする。

（補助対象事業）

第2 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域集積協力金交付事業
- (2) 経営転換協力金交付事業

（補助対象者等）

第3 第2の事業の補助対象者、補助要件、補助単価及び補助額は、別表に定める。

（補助金の交付申請）

第4 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 地域集積協力金交付事業

申請者は、茨木市地域集積協力金交付事業補助金交付申請書（様式第1号）に記載内容を証する書類を添付の上、市長に提出することができる。

- (2) 経営転換協力金交付事業

農業部門の減少により経営転換する申請者は、茨木市経営転換協力金交付事業補助金交付申請書（様式第2号）また、リタイアする申請者及び農地の相続人で農業経営を行わない申請者は、茨木市経営転換協力金交付事業補助金交付申請書（様式第3号）に記載内容を証する書類を添付の上、市長に提出することができる。

（補助金の交付決定）

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市機構集積協力金交付事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第6 第5の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市機構集積協力金交付事

業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第7 市長は、第6の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第8 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第9 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第10 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第11 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第12 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から実施する。

別 表（第 3 関係）

補助対象事業	補助対象者	補助要件	補助単価	補助額
地域集積協力金 交付事業	国実施要綱別記 2－1 の第 5 の 1 及び 2 に規定 する交付対象地 域	（集積タイプ） 国実施要綱別記 2－1 の第 5 の 4（1）アの規 定に適合した農 地を農地中間管 理機構に貸し付 けること。 （集約化タイ プ） 国実施要綱別記 2－1 の第 5 の 4（2）アに規 定に適合した農 地を農地中間管 理機構に貸し付 けること。	（集積タイプ） 国実施要綱別記 2－1 の第 5 の 4（1）イに規 定する単価 （集約化タイ プ） 国実施要綱別記 2－1 の第 5 の 4（2）イに規 定する単価	（集積タイプ） 国実施要綱別記 2－1 の第 5 の 3 及び 4（1） イに規定により 算出した額 （集約化タイ プ） 国実施要綱別記 2－1 の第 5 の 3 及び 4（2） イに規定により 算出した額
経営転換協力 金交付事業	国実施要綱別記 2－1 の第 6 の 1 に規定する交 付対象者	国実施要綱別記 2－1 の第 6 の 2 に規定する交 付要件を満たす こと		国実施要綱別記 2－1 の第 6 の 3 により算出し た額

茨木市地域集積協力金交付事業補助金交付申請書

茨 木 市 長 様

茨木市機構集積協力金交付事業補助金の交付を、下記のとおり申請します。
また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

			申請年月日	年 月 日	
交付申請者欄	フリガナ				申請印
	団体名				
	フリガナ				
	代表者名				
	所在地	(〒 -)			
電 話		FAX			

(1) 交付申請地域の概要

人・農地プラン作成エリア名	交付申請地域名	交付申請地域の農地面積	構成戸数
		m ²	戸

※地域の範囲が確認できる地番付きの地図を添付してください。
※地域の農地面積が確認できる一覧表を添付してください。

(2) 機構への貸付農地

所 有 者	地 区 名	地 番	地 目	面 積
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
※記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。 ※それぞれの面積はm ² 単位とし、1 m ² 未満は切り捨てて記入してください。				機構への貸付農地面積の合計
				m ²
				機構への集積率
				%
☐ 2割超5割以下 ☐ 5割超8割以下 ☐ 8割超				

(3) 交付申請金額

貸付面積	a	交付単価	万円/10a	交付申請金額	万円
------	---	------	--------	--------	----

※交付申請面積は1アール単位とし、1アール未満は切り捨てて記入してください。

(4) 協力金の使途計画

使 途	予 定 額
	円
	円
	円
合 計	円

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	☐ 同意する
------------------------	-------------------------------

茨木市経営転換協力金交付事業補助金交付申請書

茨木市長

様

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所	(〒)				
		都道府県 市区町村				
電話	— —		FAX	— —		

(1) 経営面積

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所 在	地 番	地目	面 積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
交付申請面積(合計面積)			m ²
☐ 0.5ha以下 ☐ 0.5ha超2.0ha以下 ☐ 2.0ha超			

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	万円
交付単価	0.5ha以下 30万円
	0.5ha超2.0ha以下 50万円
	2.0ha超 70万円

(3) 耕作を続ける農地

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の 所有の有無	
----------------	--

※ 遊休農地の所有者は申請できません。

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合)特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

茨木市経営転換協力金交付事業補助金交付申請書

茨木市長

様

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所	(〒 —)				
		都道府県 市区町村				
電話	— —		FAX	— —		

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所 在	地 番	地 目	面 積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
交付申請面積(合計面積)			m ²
☐ 0.5ha以下 ☐ 0.5ha超2.0ha以下 ☐ 2.0ha超			

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	万円
交付単価	0.5ha以下 30万円
	0.5ha超2.0ha以下 50万円
	2.0ha超 70万円

(3) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の 所有の有無	
----------------	--

※ 遊休農地の所有者は交付申請できません。

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合)特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

茨木市は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨木市は、本事業の実施に係る集落等への説明会や大阪府及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等
関係機関 (注2)	国、大阪府、茨木市、茨木市農業委員会、茨木市農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、一般財団法人大阪府みどり公社、一般社団法人大阪府農業会議、農業共済組合連合会、大阪府農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資機関、農地機構集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等

様式第4号(第5関係)

茨木市指令 第 号

所在地

代表者名

様

茨木市機構集積協力金交付事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市機構集積協力金交付事業補助金交付決定通知書は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条件

年 月 日

茨木市長

印

様式第 5 号（第 6 関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
代表者名 印

茨木市機構集積協力金交付事業補助金請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった茨木市機構集積協力金交付事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

3 補助金振込口座

金融機関名	農業協同組合・銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・信連		種目
	支店 支所		☐ 当座 ☐ 普通
口座番号			
口座名義	フリガナ		
	氏名		